

野生鳥獣被害対策事業請負契約書

- 1事業名野生鳥獣被害対策事業（植生保護柵等設置作業）請負
- 2履行場所宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町 波帰国有林2090そ林小班外
別冊、図面のとおり
- 3事業内容植生保護柵設置作業 525m
簡易片開門扉設置作業 2基
- 4事業期間契約締結日の翌日 から
令和8年1月30日まで
- 5作業仕様別冊、作業仕様書のとおり
- 6請負金額金〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇,〇〇〇円也)
- 7選 択 条 項

別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは○印、適用されないものは×印である。

適用削除の区分	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
○	部分払（作業期間中 1回以内とする）	第38条
×	前金払 請負金額の / 10以内とする	第35条第1項
×	中間前金払 請負金額の / 10以内とする	第35条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約に係る契約の特則	第40条

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日
別紙支給材料内訳書のとおり			八戸森林事務所	契約締結日の翌日

9 特 約 事 項

契約後に林野火災防止誓約書を提出すること。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 宮崎北部森林管理署長 松永 眞弥と請負者 ○○○○○○○○ ○○○○ は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和7年○○月○○日

発注者 住 所 宮崎県日向市大字日知屋17371-1
(甲) 分任支出負担行為担当官
宮崎北部森林管理署長 松永 眞弥 印

請負者 住 所 ○○市○○
(乙) ○○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印

【注】 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】 請負者 ○○共同事業体
代表者 ○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○

○○林業株式会社
住 所 ○○市○○
代表取締役 ○○ ○○

作業内訳書

作業種	林小班	作業区分 (下刈年次)	区域面積(ha)	控除面積(ha)	契約面積(ha)	作業期間		使用材料		備考
						自	至	品名	数量	
植生保護柵	2090 そ 外	設置	525m		525m	契約日の翌日	R8.1.30	植生保護柵	525m	別添仕様書のとおり
小計										
簡易片開門扉	2090 そ 外	設置	2基		2基	契約日の翌日	R8.1.30	簡易片開門扉	2基	"
小計										
合 計										

- 留意事項】
1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。
 2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。
 3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

植生保護柵設置仕様書

1. シカ柵の支給及び受領

乙は、甲の指定する品質規格のシカ柵の支給を甲から受けることとし、シカ柵保管場所又は監督職員が指定する場所において受領すること。

2. シカ柵設置要領

- (1) 設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- (2) 出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- (3) 上記以外については、シカ柵購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

特約事項（野生鳥獣被害対策事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、買受者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

令和7年度 野生鳥獣被害対策事業請負箇所位置図

